○関東地方整備局告示第三百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十二日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百六十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北本市中丸八丁目二九〇番から桶川市大字加納字笹原一〇五六番二〇まで	前	七・六〇～三〇八・〇〇メートル
	後	一・四〇～三二九・〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月二十二日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号　関東地方整備局長　18
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社J建築検査センター
三(1) 評価員の氏名の変更

変更前	中川　孝一
変更後	—

(2) 変更年月日　平成二十四年十月十四日

○関東地方整備局告示第三百八十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月二十二日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号　関東地方整備局長　24
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　イーハウス建築センター株式会社
三(1) 代表者の氏名の変更

変更前	中里　敏夫
変更後	石井　義修

(2) 変更年月日　平成二十四年八月三十一日
四(1) 役員の氏名の変更

変更前	中里　敏夫
変更後	石井　義修

(2) 変更年月日　平成二十四年八月三十一日

○中国地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十二日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
周南市川崎二丁目五六六番一から同市川崎二丁目五三七番一〇まで	前	三四・四〇～四一・八〇メートル
	後	三四・四〇～四一・八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十二日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	笠岡市鋼管町一五番一から同市鋼管町一一番一まで（但し、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月二十二日

○九州地方整備局告示第百四十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月二十二日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号　九州地方整備局長　3
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人長崎県住宅・建築総合センター
三(1) 評価員の氏名の変更

変更前	鳥山　克己
変更後	—

(2) 変更年月日　平成二十四年九月三十日